

議 案 第 73 号

松戸市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

福祉サービスの需要の増大に伴い、市長事務部局の職員定数のうち社会福祉法に定める職員の定数を増員するため。

松戸市職員定数条例の一部を改正する条例

松戸市職員定数条例（昭和24年松戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前			改正後		
第2条 職員の定数は、次表のとおりとする。			第2条 職員の定数は、次表のとおりとする。		
区分	定数（人）	摘要	区分	定数（人）	摘要
市長事務部局の職員	2,043	うち社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条に定める職員の定数は、 <u>330人</u> とする。	市長事務部局の職員	2,043	うち社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条に定める職員の定数は、 <u>370人</u> とする。
（略）			（略）		
2・3 （略）			2・3 （略）		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。